省　令

○厚生労働省令第百八十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項及び第三十六条の規定に基づき、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（事務所衛生基準規則の一部改正）

第一条　事務所衛生基準規則（昭和四十七年労働省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用） **第一条**　この省令は、事務所（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（タイプライターその他の事務用機器を使用して行う作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について、適用する。 ２　（略） （騒音伝ぱの防止） **第十二条**　事業者は、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、五台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ぱを防止するため、遮音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。 （排水） **第十四条**　事業者は、排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及び掃除を行わなければならない。 （便所） **第十七条**　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。 一　（略） 二　男性用大便所の便房の数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。	（適用） **第一条**　この省令は、事務所（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について、適用する。 ２　（略） （騒音伝ぱの防止） **第十二条**　事業者は、カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器で騒音を発するものを、五台以上集中して同時に使用するときは、騒音の伝ぱを防止するため、しや音及び吸音の機能をもつ天井及び壁で区画された専用の作業室を設けなければならない。 （排水） **第十四条**　事業者は、排水に関する設備については、当該設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、補修及びそうじを行なわなければならない。 （便所） **第十七条**　事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。 一　（略） 二　男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。

同時に就業する男性労働者の数	便房の数
六十人以内	一
六十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が六十人を超える六十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

同時に就業する男性労働者の数	箇所数
三十人以内	一
三十人超	一に、同時に就業する男性労働者の数が三十人を超える三十人又はその端数を増すごとに一を加えた数

三　男性用小便所の箇所数は、次の表の上欄に掲げる同時に就業する男性労働者の数に応じて、同表の下欄に掲げる数以上とすること。

三　男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。